

扶養事情説明書【配偶者の申請用】

※世帯全員の住民票を提出ください（続柄記載有/マイナンバー記載無）
※住民票が別々で続柄が確認できない場合は戸籍謄本を追加で提出ください

両面コピー

【被保険者 署名欄】

裏面の注意事項を確認いたしました、また記入内容に相違ありません

記号 番号

年 月 日 氏名

申請する配偶者の氏名	生年月日	年齢	続柄
	昭和 平成 令和	年 月 日	歳
			1. 妻 2. 夫

1. 申請の事由【該当項目に☑】

被保険者がワコール健保に加入したことによる申請（再雇用・任意継続含む）被保険者と婚姻に伴う申請【婚姻日： 年 月 日】配偶者の退職に伴う申請【退職日： 年 月 日】退職以外の事由で、配偶者の就労・収入状況の変化に伴う申請配偶者の失業給付・傷病手当支給等終了に伴う申請その他（ ）

2. 配偶者が直近に加入していた（している）健康保険 提出書類

他の健康保険・任意継続保険本人として被保険者の扶養として（以前加入健保からの異動）被保険者以外の扶養として

「資格喪失証明書」もしくは「扶養削除証明書」

国民健康保険が無保険

3. 配偶者が別居と答えた方（会社承認の別居を除く） 提出書類

仕送りをしていない

※「仕送り」をしていることは必須（「仕送りなし」の場合は、扶養は認められません）

仕送りをしている

【仕送り金額】

毎月 万円 賞与時 万円

その他 万円 年間合計 万円

以下①～③のいずれかひとつ

①「仕送り金額が記載された通帳（直近3か月分）」

②「金融機関の振込証（直近3か月分）」

③「現金書留の控え（金額記載のあるもの）」

※仕送り金額以外の行はマスキング（黒く塗りつぶす等）してください。

仕送りを予定している（開始月 年 月）

4. 配偶者の現在の就労・収入状況（詳細） 提出書類

該当事項全てに☑

1年以上就労していない

直近の「所得証明書」もしくは「課税非課税証明書」

退職して1年未満である失業給付を受給中（延長申請中含む）

「雇用保険受給資格者証（両面）」（㊦-）

失業給付の受給権無し雇用保険未加入

雇用保険未加入と記載のある「退職証明書」

加入期間不足

「離職票1.2」もしくは「雇用保険資格喪失確認通知書」（㊦-）

受給終了

終了印のある「雇用保険受給資格者証（両面）」（㊦-）

失業給付の手続きを行わない

「離職票1.2」もしくは「雇用保険資格喪失確認通知書」（㊦-）

理由（ ）

自己都合退職により待機期間中

「離職票1.2」か「雇用保険資格喪失確認通知書」（㊦-）

※ハローワークより「雇用保険受給資格証」が発行されたら両面コピーで提出のこと

給与収入（パート・アルバイト等）

①「直近3か月分の給与明細」

②直近の「所得証明書」もしくは「課税非課税証明書」 ※①と②の両方必須

自営業収入（営業/事業/農業/山林/不動産等）

①直近の「確定申告書（控）」

②直近の「収支内訳書」（㊦-）もしくは「青色申告書」 ※①と②の両方必須

各種年金収入高齢 障害 遺族

①直近の「年金振込通知書」もしくは「年金改定通知書」（㊦-）

個人 その他（ ）

②直近の「所得証明書」もしくは「課税非課税証明書」

※①と②の両方必須

傷病手当金を受給中（手続き中含む）

傷病手当金の「支給決定通知書」（㊦-）

手続き中は在職時の「給与明細」（㊦-）

出産手当金を受給中（手続き中含む）

出産手当金の「支給決定通知書」（㊦-）

手続き中は在職時の「給与明細」（㊦-）

その他（ ）

裏面もご覧ください

<2023年12月改訂>

○書類の入手先

	提出頂く書類	発行（取得）場所	
(1) 申請書	健康保険被保険者異動届	健康保険組合又は事業所人事総務担当、 社内イントラ（WEN）、健保組合ホームページ	
(2) 確認書類	扶養事情説明書		
(3) 添付書類	世帯全員の住民票（続柄入り/3か月以内発行/マイナンバーの記載無し）	原本	市（区）役所等
	戸籍謄本	原本	
	所得証明書、課税・非課税証明書	原本	
	雇用保険受給資格者証	コピー	ハローワーク
	雇用保険受給期間延長通知書	コピー	
	年金振込通知書	コピー	日本年金機構
	年金改定通知書	コピー	
	確定申告書（受領印付）	コピー	税務署
	収支内訳書	コピー	
	直近3か月給与明細	コピー	該当する事業主
	雇用契約書	コピー	
	収入見込書	原本	
	雇用保険資格喪失確認通知書	コピー	
	雇用保険被保険者離職票1・2	コピー	
	退職証明書	原本	
	資格喪失証明書	原本	該当する健康保険組合等
被扶養者削除証明書	原本		
傷病手当金等支給決定通知書	原本		

注意事項

- 扶養義務者とは直系血族および兄弟姉妹の間では、独立生計が営めないものを扶養する義務があります。
- 扶養の認定条件は、年間の総収入が130万円未満かつ被保険者の収入の1/2未満となります。
(60歳以上又は、障害厚生年金受給者などは180万円未満となります。)
- 必要書類は、公的書類は発行後3か月以内、指定がないものは最新のを提出してください。
- 申請される方の収入や生活の実態、被保険者の経済的扶養能力等を総合的に審査の上、認定の可否を決定します。また、状況により、追加書類の提出を求めることがあります。
- 虚偽の届出または故意に届出をしなかった事実が判明した場合は、被扶養者の資格を取り消します。